
浮き足立ってはいませんか

投稿: 充 さま

最近の地方税の徴収の現場環境を見ると、人員・予算の削減、滞納額や件数の増加で大変、厳しい。

それに加えて、徴収の現場では、税の徴収のノウハウを利用して、税の徴収のみならず保育料や水道料金などの公課、その他の公的債権の徴収も任されるところもでてきている。

徴収関係の講師をしていると、税その他の公的債権一括で滞納整理の研修を依頼されることもある。税しか経験のない者にしては、講師依頼の話を聞いただけで、それこそ浮き足立ってしまう。

公的な債権は、一体どのような滞納整理がなされているのだろうかという野次馬根性で滞納整理研修を引き受けてみると、それこそ、一つ一つの公的債権ごとに温度差があるのである。勿論、事業の目的・性質にも違いがある。

しかし、公的債権に関して言えることは、様々な行政サービスを受けてその対価を支払わないことは、一体どんな了見なのかという憤り、素朴な疑問である。払わない、あるいは借りたものを返さない、それで平気とは、報道されるように規範意識の喪失以外のなにものでもない。各事業の担当者がこの辺のところに、果たして人としてどうなのかという意識が正常に働いているのかどうか。払わない、あるいは借りたものを返さないということが、人としてあるまじきことであるならば、最初からそのような人を事業の対象者にしないか、あるいは、払いなさい、返しなさいと面と向かって厳しく言うところから滞納整理は始まるのではないかと思うのである。しかし、貸付の審査が忙しいから、滞納整理までは手が回らないというのは、事業の両輪の一つ、回収という輪が浮いてしまっているのではないか。両輪がしっかり地に着かない事業は見直すべきではないかという疑問も湧く。例えば、貸し付けて回収が真に不可能であれば、それは給付のみの事業に変えるか、返済免除の基準を導入すればいいと思うのだが……

それから、税だ公課だその他の公的債権だと区分して、かたや自力執行権でかたや民事執行でというのはよく分からない。区分け自体にはそれなりの理由はあるが、自治体にとって回収しなければならないのは同じことだ。それならば、公租公課その他の公的債権は、公的な事業として行う限り、自力執行権で徴収・回収すべきである。払わない、返さないの付けは、結局、すべからず納期内納税者の負担になるのだから。

負担をしない者 イージーライダーが日本の財政を浮き足立たせている。

さまざまな影響を受けて、徴収の現場、浮き足立ってはいませんか。